

付表一

1 協定附属書一第二節柱書き中第一文及び第二文を次のように改める。

次の1から33までに定める条件は、メキシコから輸入される原産品であつて表5欄にこれらの番号を掲げた品目に分類されるものについて適用する。メキシコから輸入される原産品であつて表5欄に「R」を掲げた品目に分類されるものは、二千十四年四月に第五条3(a)(i)の規定に従つて両締約国が協議する対象となる産品とする。

2 協定附属書一第二節の注釈1(b)及び(d)の規定に関し、日本国の表に掲げる原産品の関税割当ては、次の規定に従つて行う。

(b)(i) 八年目（二千十二年）から十二年目（二千十六年）までの合計割当数量は、それぞれ次のとおりとする。

(A) 八年目（二千十二年）については、一万五百メートル・トン

(B) 九年目（二千十三年）については、一万二千メートル・トン

- (C) 十年目（二千十四年）については、一万三千五百メートル・トン
- (D) 十一年目（二千十五年）については、一万五千メートル・トン
- (E) 十二年目（二千十六年）については、一万五千メートル・トン
- (ii) 八年目（二千十二年）から十二年目（二千十六年）までの各期間に適用される枠内税率は、次のとおりとする。
  - (A) 表2欄に一個の星印（\*）を付した品目に分類される原産品に適用される枠内税率は、日本国の平成十五年度初めにおける実行最恵国税率から当該実行最恵国税率の百分の十を減じて得た税率とする。
  - (B) 表2欄に二個の星印（\*\*）を付した品目に分類される原産品に適用される枠内税率は、日本国の平成十五年度初めにおける実行最恵国税率から当該実行最恵国税率の百分の二十を減じて得た税率とする。
  - (C) 表2欄に三個の星印（\*\*\*）を付した品目に分類される原産品に適用される枠内税率は、日本国の平成十五年度初めにおける実行最恵国税率から当該実行最恵国税率の百分の四十を減じて得た

税率とする。

(d) 両締約国は、十一年目（二千十五年）において、第五条3(a)(i)の規定に従って、十二年目（二千十六年）の終了後の合計割当数量及び枠内税率について、特に、十二年目（二千十六年）の合計割当数量及び両締約国間の貿易の実績を考慮して協議する。協議の結果、両締約国間で合意が得られない場合には、合意が得られるまでの間、十二年目（二千十六年）の合計割当数量及び枠内税率を適用する。

3 協定附属書一第二節の注釈2(a)、(b)及び(d)の規定に関し、日本国の表に掲げる原産品の関税割当ては、次の規定に従って行う。

- (a) 八年目（二千十二年）から十二年目（二千十六年）までの合計割当数量は、それぞれ次のとおりとする。
- (i) 八年目（二千十二年）については、八万三千メートル・トン
  - (ii) 九年目（二千十三年）については、八万六千メートル・トン
  - (iii) 十年目（二千十四年）については、九万メートル・トン
  - (iv) 十一年目（二千十五年）については、九万メートル・トン

- (v) 十二年目（二千十六年）については、九万メートル・トン
- (b) 八年目（二千十二年）から十二年目（二千十六年）までの各期間に適用される枠内税率は、次のとおりとする。
- (i) 表2欄に一個の星印（\*）を付した品目に分類される原産品のうち、課税価格が一キログラムにつき五十三円五十三銭以下のものについては、一キログラムにつき四百八十二円とする。表2欄に一個の星印（\*）を付した品目に分類される原産品のうち、課税価格が一キログラムにつき五十三円五十三銭を超え、五百三十五円五十三銭を一・〇二二で除して得た額以下のものについては、一キログラムにつき五百三十五円五十三銭と課税価格との差額とする。表2欄に一個の星印（\*）を付した品目に分類される原産品のうち、課税価格が一キログラムにつき五百三十五円五十三銭を一・〇二二で除して得た額を超えるものについては、二・二パーセントとする。
- (ii) 表2欄に二個の星印（\*\*）を付した品目に分類される原産品のうち、課税価格が一キログラムにつき五百七十七円十五銭を〇・六四三で除して得た額以下のものについては、一キログラムにつき五百七十七円十五銭と課税価格に〇・六を乗じて得た額との差額とする。表2欄に二個の星印（\*\*）

を付した品目に分類される原産品のうち、課税価格が一キログラムにつき五百七十七円十五銭を〇・六四三で除して得た額を超えるものについては、四・三パーセントとする。

(d) 両締約国は、十一年目（二千十五年）において、第五条3(a)(i)の規定に従って、十二年目（二千十六年）の終了後の合計割当数量及び枠内税率について、特に、十二年目（二千十六年）の合計割当数量及び両締約国間の貿易の実績を考慮して協議する。協議の結果、両締約国間で合意が得られない場合には、合意が得られるまでの間、十二年目（二千十六年）の合計割当数量及び枠内税率を適用する。

4 協定附属書一第二節の注釈4(b)及び(d)の規定に関し、日本国の表に掲げる原産品の関税割当では、次の規定に従って行う。

(b)(i) 八年目（二千十二年）から十二年目（二千十六年）までの合計割当数量は、それぞれ次のとおりとする。

- (AA) 八年目（二千十二年）については、八千六百メートル・トン
- (BB) 九年目（二千十三年）については、八千七百メートル・トン
- (CC) 十年目（二千十四年）については、八千八百メートル・トン

(D) 十一年目（二千十五年）については、八千九百メートル・トン

(E) 十二年目（二千十六年）については、九千メートル・トン

(ii) 八年目（二千十二年）から十二年目（二千十六年）までの各期間に適用される枠内税率は、日本国の平成二十二年度初めにおける実行最恵国税率から当該実行最恵国税率の百分の四十を減じて得た税率とする。

(d) 両締約国は、十一年目（二千十五年）において、第五条3(a)(i)の規定に従って、十二年目（二千十六年）の終了後の合計割当数量及び枠内税率について、特に、十二年目（二千十六年）の合計割当数量及び両締約国間の貿易の実績を考慮して協議する。協議の結果、両締約国間で合意が得られない場合には、合意が得られるまでの間、十二年目（二千十六年）の合計割当数量及び枠内税率を適用する。

5 協定附属書一第二節の注釈10(b)及び(d)の規定に関し、日本国の表に掲げる原産品の関税割当では、次の規定に従って行う。

(b)(i) 八年目（二千十二年）から十二年目（二千十六年）までの合計割当数量は、それぞれ四千百メートル・トンとする。

(ii) 八年目（二千十二年）から十二年目（二千十六年）までの各期間に適用される枠内税率は、それぞれ次のとおりとする。

年	六月一日から一月三〇日までの期間に適用される枠内税率	一月一日から五月三十一日までの期間に適用される枠内税率
八年目（二〇一二年）	七・四%	一四・八%
九年目（二〇一三年）	六・八%	一三・六%
一〇年目（二〇一四年）	六・二%	一二・四%
一一年目（二〇一五年）	五・六%	一一・二%
一二年目（二〇一六年）	五・〇%	一〇・〇%

(d) 両締約国は、十一年目（二千十五年）において、第五条3(a)(i)の規定に従って、十二年目（二千十六年）の終了後の合計割当数量及び枠内税率について、特に、十二年目（二千十六年）の合計割当数量及び両締約国間の貿易の実績を考慮して協議する。協議の結果、両締約国間で合意が得られない場合には、合意が得られるまでの間、十二年目（二千十六年）の合計割当数量及び枠内税率を適用する。

6 協定附属書一第二節の注釈13(a)、(b)及び(d)の規定に関し、日本国の表に掲げる原産品の関税割当ては、次の規定に従って行う。

(a) 八年目（二千十二年）から十二年目（二千十六年）までの合計割当数量は、それぞれ次のとおりとする。

年	統一システムの第二〇〇九・一 一号又は第二〇〇九・一九号に 分類される原産品についての割 当数量	統一システムの第二〇〇九・一 二号に分類される原産品につい ての割当数量	総数量（参考のためのみ掲げ られたもの）（注）
八年目（二〇一二年）	六、三六〇	二、二〇〇	六、八〇〇
九年目（二〇一三年）	六、五二〇	二、九〇〇	七、一〇〇
一〇年目（二〇一四年）	六、六八〇	三、六〇〇	七、四〇〇
一一年目（二〇一五年）	六、八四〇	四、三〇〇	七、七〇〇
一二年目（二〇一六年）	七、〇〇〇	五、〇〇〇	八、〇〇〇

（単位 メートル・トン）



注 「総数量」とは、統一システムの第二〇〇九・一一号及び第二〇〇九・一九号並びに第二〇〇九・一二号に分類される原産品についての割当数量の合計をいう。ただし、総数量を計算するに当たっては、統一システムの第二〇〇九・一二号に分類される原産品についての割当数量を統一システムの第二〇〇九・一一号又は第二〇〇九・一九号に分類される製品の相当量に換算する。その換算に当たっては、統一システムの第二〇〇九・一一号又は第二〇〇九・一九号に分類される製品の一メートル・トンとは、統一システムの第二〇〇九・一二号に分類される製品の五メートル・トンに相当するものとする。

(b) 八年目（二千十二年）から十二年目（二千十六年）までの各期間に適用される枠内税率は、それぞれ次のとおりとする。

八年目（二〇一二年）	年	表2欄に一個の星印（*）を付した品目に分類される原産品の枠内税率	表2欄に二個の星印（**）を付した品目に分類される原産品の枠内税率	表2欄に三個の星印（***）を付した品目に分類される原産品の枠内税率
一一・四%			一三・四%（その率が一キログラムにつき一〇円三四銭の従量税率より低いときは、当該従量	九・五%

				税率)	
九年度目(二〇一三年)	一〇・一%	一〇・四%(その率が一キログラムにつき九円一八銭の従量税率より低いときは、当該従量税率)	八・四%		
一〇年度目(二〇一四年)	八・八%	一〇・四%(その率が一キログラムにつき八円二銭の従量税率より低いときは、当該従量税率)	七・四%		
一一年度目(二〇一五年)	七・五%	八・九%(その率が一キログラムにつき六円八六銭の従量税率より低いときは、当該従量税率)	六・三%		
一二年度目(二〇一六年)	六・三%	七・四%(その率が一キログラムにつき五円七〇銭の従量税率より低いときは、当該従量税率)	五・三%		

(d) 両締約国は、十一年目(二千十五年)において、第五条3(a)(i)の規定に従って、十二年目(二千十六年)の終了後の合計割当数量及び枠内税率について、特に、十二年目(二千十六年)の合計割当数量及

び両締約国間の貿易の実績を考慮して協議する。協議の結果、両締約国間で合意が得られない場合には、合意が得られるまでの間、十二年目（二千十六年）の合計割当数量及び枠内税率を適用する。

7 協定附属書一第二節の注釈に次の33を加える。

33 関税割当では、次の規定に従って行う。

(a) 八年目（二千十二年）から十二年目（二千十六年）までの合計割当数量は、それぞれ次のとおりとする。

- (i) 八年目（二千十二年）については、五十メートル・トン
- (ii) 九年目（二千十三年）については、六十メートル・トン
- (iii) 十年目（二千十四年）については、七十メートル・トン
- (iv) 十一年目（二千十五年）については、八十メートル・トン
- (v) 十二年目（二千十六年）については、九十メートル・トン

(b) 八年目（二千十二年）から十二年目（二千十六年）までの各期間に適用される枠内税率は、二十五パーセント又は一キログラムにつき十二円五十銭の従量税率のうちいずれか高い税率とする。

(c) (a)及び(b)の規定の適用上、関税割当ては、それぞれの輸出について輸出締約国が発給する証明書に基づき輸入締約国が関税割当ての証明書を発給して行う。両締約国は、これらの証明書を不当に遅滞することなく発給する。両締約国は、いずれか一方の締約国の要請があった場合には、これらの証明書の発給その他の運用に関する事項に関連して生ずる問題を解決するため、できる限り速やかに協議する。

(d) 両締約国は、十一年目（二千十五年）において、第五条3(a)(i)の規定に従って、十二年目（二千十六年）の終了後の合計割当数量及び枠内税率について、特に、十二年目（二千十六年）の合計割当数量及び両締約国間の貿易の実績を考慮して協議する。協議の結果、両締約国間で合意が得られない場合には、合意が得られるまでの間、十二年目（二千十六年）の合計割当数量及び枠内税率を適用する。

8 次の表は、協定附属書一第二節の日本国の表の対応する部分に代わる。

1	2	3	4	5
---	---	---	---	---

関税率表番号	品名	基準税率	区分	注釈
〇二〇一・二〇	その他の骨付き肉 四分体のもの その他のもの*		X	
〇二〇一・三〇	骨付きでない肉**		Q	1
〇二〇二・二〇	その他の骨付き肉**		Q	1
〇二〇二・三〇	骨付きでない肉 ロインのもの** かた、うで及びももの** ばらのもの**		Q	1
〇二〇三・一二	骨付きのもの* 骨付きのもの肉及び肩肉並びにこれらを分割したもの（骨付きのものに限る。） いのししのもの その他のもの*		Q	1
〇二〇三・一九	骨付きのもの肉及び肩肉並びにこれらを分割したもの（骨付きのものに限る。） いのししのもの その他のもの*		Q	2
〇二〇三・二二	骨付きのもの肉及び肩肉並びにこれらを分割したもの（骨付きのものに限る。）		A	2

○二〇六・四九	○二〇六・二九	○二〇六・二二	○二〇六・二一	○二〇六・一〇	○二〇三・二九
---------	---------	---------	---------	---------	---------

いのししのもの  
 その他のもの\*  
 その他のもの  
 いのししのもの  
 その他のもの\*  
 牛のもの（生鮮のもの及び冷蔵したものに限る。）  
 臓器及び舌\*\*\*  
 その他のもの  
 舌\*\*\*  
 肝臓\*  
 その他のもの  
 頬肉及び頭肉\*\*\*  
 その他のもの  
 臓器\*\*\*  
 その他のもの\*  
 その他のもの  
 いのししのもの  
 その他のもの  
 臓器

P	A	Q	Q	Q	Q	Q	X	Q	Q	A	Q	A
3		1	1	1	1	1		1	2		2	

〇二〇七・一一	分割してないもの（生鮮のもの及び冷蔵したものに限る。）	Q	Q	Q	Q	Q	Q	Q	Q	Q	Q	Q
〇二〇七・一二	分割してないもの（冷凍したものに限る。）	Q	Q	Q	Q	Q	Q	Q	Q	Q	Q	Q
〇二〇七・一三	分割したもの及びくずのもの（生鮮のもの及び冷蔵したものに限る。）	Q	Q	Q	Q	Q	Q	Q	Q	Q	Q	Q
〇二〇七・一四	分割したもの及びくずのもの（冷凍したものに限る。）	Q	Q	Q	Q	Q	Q	Q	Q	Q	Q	Q
	肝臓	X										
	その他のもの											
	骨付きのもの											
	その他のもの											
〇二一〇・一一	骨付きのもの肉及び肩肉並びにこれらを分割したもの（骨付きのものに限る。）	Q	Q	Q	Q	Q	Q	Q	Q	Q	Q	Q
	**											
〇二一〇・一二	ばら肉及びこれを分割したもの**	Q	Q	Q	Q	Q	Q	Q	Q	Q	Q	Q
〇二一〇・一九	その他のもの**	Q	Q	Q	Q	Q	Q	Q	Q	Q	Q	Q
〇八〇四・三〇	パイナップル	X										
〇八〇五・一〇	オレンジ	Q										
〇八一・九〇	その他のもの											
	砂糖を加えたもの											
	パイナップル											
	ベリー及びサワーチェリー											
		X	X									
			R									
			10	R	2	2	2		4	4		

桃及び梨

パイヤ、ポポー、アボカドー、グアバ、ドリアン、ビリンピ、チャンペダ、ナンカ、パンの実、ランブータン、ジャンボ、レンブ、サポテ、チェリモア、サントル、シュガーアップル、マンゴー、カスターアップル、パツシヨンプルーツ、ランソム、マンゴスチン、サワーサップ及びレイシ

その他のもの

りんご及びかんきつ類(グレープフルーツ、レモン及びライムを除く。)  
その他のもの

その他のもの

パイナップル

パイヤ、ポポー、アボカドー、グアバ、ドリアン、ビリンピ、チャンペダ、ナンカ、パンの実、ランブータン、ジャンボ、レンブ、サポテ、チェリモア、サントル、シュガーアップル、マンゴー、カスターアップル、パツシヨンプルーツ、ランソム、マンゴスチン、サワーサップ及びレイシ

ベリー

桃及び梨

カムカム

その他のもの

りんご及びかんきつ類(グレープフルーツ、レモン及びライムを除く。)  
その他のもの

一二%			七%	三%	三・六%			一二%		六%		七%
B 8	X	X	B 6	B 4	B 4		X	B 8	X	B 4		B 6
R												



一六〇二・四一	一六〇二・三九	一六〇二・三二	一六〇二・三一	一〇〇一・一〇	一〇〇一・〇〇	一一〇三・一一	一一〇二・三一
もも肉及びこれを分割したもの	もも肉及びこれを分割したもの	鶏(ガルス・ドメステイクス)のもの	七面鳥のもの	デュラム小麦	小麦粉及びメスリン粉	小麦のもの	小麦のもの
ハム及びベーコン(滅菌したものを除く。)、プレスハム(豚の肉又はくず肉)	腸、ぼうこう又は胃の全形のもの及び断片(単に水煮したものに限る。)	腸、ぼうこう又は胃の全形のもの及び断片(単に水煮したものに限る。)	腸、ぼうこう又は胃の全形のもの及び断片(単に水煮したものに限る。)	腸、ぼうこう又は胃の全形のもの及び断片(単に水煮したものに限る。)	腸、ぼうこう又は胃の全形のもの及び断片(単に水煮したものに限る。)	腸、ぼうこう又は胃の全形のもの及び断片(単に水煮したものに限る。)	腸、ぼうこう又は胃の全形のもの及び断片(単に水煮したものに限る。)
	その他のもの	その他のもの	その他のもの	その他のもの	その他のもの	その他のもの	その他のもの
	牛若しくは豚の肉又は牛若しくは豚のくず肉を含有するもの	牛若しくは豚の肉又は牛若しくは豚のくず肉を含有するもの	牛若しくは豚の肉又は牛若しくは豚のくず肉を含有するもの	牛若しくは豚の肉又は牛若しくは豚のくず肉を含有するもの	牛若しくは豚の肉又は牛若しくは豚のくず肉を含有するもの	牛若しくは豚の肉又は牛若しくは豚のくず肉を含有するもの	牛若しくは豚の肉又は牛若しくは豚のくず肉を含有するもの
	その他のもの	その他のもの	その他のもの	その他のもの	その他のもの	その他のもの	その他のもの

A	Q	A	Q	Q	A	A	Q	A	X	X	X
	4		4	4			4		R	R	R

一六〇二・四二

及びつなぎから成るものに限る。)並びにその他の調製をし又は保存に適する処理をした物品で豚の肉又はくず肉(一個の重量が一〇グラム以上のものに限る。)のみから成るもの(調味料、香辛料その他これらに類する物品を加えてあるかないかを問わない。)\*  
その他のもの

肩肉及びこれを分割したもの

ハム及びベーコン(滅菌したものを除く。)、プレスハム(豚の肉又はくず肉及びつなぎから成るものに限る。)並びにその他の調製をし又は保存に適する処理をした物品で豚の肉又はくず肉(一個の重量が一〇グラム以上のものに限る。)のみから成るもの(調味料、香辛料その他これらに類する物品を加えてあるかないかを問わない。)\*

その他のもの

その他のもの(混合物を含む。)

腸、ぼうこう又は胃の全形のもの及び断片(単に水煮したものに限り。)

その他のもの

ハム及びベーコン(滅菌したものを除く。)、プレスハム(豚の肉又はくず肉及びつなぎから成るものに限る。)並びにその他の調製をし又は保存に適する処理をした物品で豚の肉又はくず肉(一個の重量が一〇グラム以上のものに限る。)のみから成るもの(調味料、香辛料その他これらに類する物品を加えてあるかないかを問わない。)\*

Q	A	X	Q	X	Q
2			2		2



一七〇二・六〇	<p>その他の果糖及び果糖水（果糖の含有量が乾燥状態において全重量の五〇％を超えるものに限り、転化糖を除く。）</p> <p>りゆうぜつらん（アガヴェ・テクイラナ及びアガヴェ・サルミアナ）の液汁、エキス又は濃縮物から得た果糖水（ブックス値が七四を超えるものうち、乾燥状態において、しよ糖の含有量が全重量の四％以下で、ぶどう糖の含有量が全重量の二五％以下であり、かつ、果糖の含有量が全重量の七〇％を超えるものに限るものとし、精製してあるかないかを問わず、香味料、着色料又は砂糖その他の甘味料を加えたものを除く。）</p>	X Q	33
一七〇三・一〇	<p>甘しや糖蜜</p> <p>グルタミン酸及びその塩、酵母、リジン、五ーリボヌクレオチド及びその塩その他政令で定める物品の製造に使用するもの</p> <p>その他のもの</p> <p>飼料用のもの</p> <p>注 税関の監督の下で飼料の原料として使用するものに限る。</p>	X	R
一七〇三・九〇	<p>その他のもの</p> <p>グルタミン酸及びその塩、酵母、リジン、五ーリボヌクレオチド及びその塩その他政令で定める物品の製造に使用するもの</p> <p>その他のもの</p>	X	R

二〇〇九・一一	飼料用のもの 注 税関の監督の下で飼料の原料として使用するものに限る。 その他のもの チューインガム（砂糖で覆ってあるかないかを問わない。） その他のもの 甘草エキス（菓子にしたものを除く。） その他のもの ココア粉（砂糖その他の甘味料を加えたものに限る。） 砂糖を加えたもの その他のもの 冷凍したもの 砂糖を加えたもの しよ糖（天然に含有するものを含む。）の含有量が全重量の一〇%以下のもの* その他のもの** その他のもの しよ糖の含有量が全重量の一〇%以下のもの*** その他のもの* 冷凍してないもの（ブリックス値が二〇以下のものに限る。） 砂糖を加えたもの	一七〇四・一〇 一七〇四・九〇 一八〇六・一〇 二〇〇九・一一								
Q	Q	Q	Q	B 8	X	X	A	X	X	A
13	13	13	13		R	R		R	R	

二〇〇九・一九	その他のもの									
	砂糖を加えたもの									
	しよ糖（天然に含有するものを含む。）の含有量が全重量の一〇%以下のもの*									
	の*									
	その他のもの**									
	その他のもの									
	しよ糖の含有量が全重量の一〇%以下のもの***									
	その他のもの*									
	ブリックス値が二〇以下のもの									
	その他のもの									
二〇〇九・四一	その他のもの									
二〇〇九・四九	その他のもの									
二二〇六・九〇	その他のもの									
	調製品									
	ミルクの天然の組成分の含有量の合計が乾燥状態において全重量の三〇%以上のもの									
	その他のもの									
		X	X	Q	Q	Q	Q	Q	Q	Q
		R	R	13	13	13	13	13	13	13

<p>米、小麦（ライ小麦を含む。）又は大麦（裸麦を含む。）のいずれかの含有量が全重量の三〇%を超える調製食料品</p> <p>その他のもの</p> <p>糖水（着色料又は香味料を加えたものに限る。）</p> <p>分蜜糖のもの</p> <p>その他のもの</p> <p>チューインガム</p> <p>こんにやく</p> <p>飲料製造に使用する種類の調製品でアルコールを含有するもの（アルコール分が〇・五%を超えるものに限る。）</p> <p>果汁をもととした調製品（アルコール分が一%未満のものに限る。）</p> <p>その他のもの</p> <p>砂糖を加えたもの</p> <p>ビタミンをもととした栄養補助食品</p> <p>その他のもの</p> <p>その他のもの</p> <p>調製食用脂（第〇四・〇五項の物品の含有量が全重量の一五%を超え三〇%未満のものに限る。）</p> <p>アルコールを含有しない飲料のもと</p>	<p>一・二・五%</p>	<p>X</p>	<p>X</p>	<p>C</p>	<p>a</p>	<p>A</p>	<p>X</p>	<p>X</p>	<p>五%</p>	<p>B</p>	<p>X</p>	<p>X</p>	<p>X</p>	<p>R</p>
R														





(付表二は、スペイン語及び英語により作成され、この議定書の不可分の一部を成す。)